

令和 6 年第 3 回定例市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
8	令和 5 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について	1
9	令和 5 年度藤井寺市資金不足比率の報告について	2
(認 定)		
1	令和 5 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について	3
2	令和 5 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
3	令和 5 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	5
4	令和 5 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	6
5	令和 5 年度藤井寺市病院事業会計決算認定について	7
6	令和 5 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について	8
(議 案)		
4 6	藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例の制定について	9
4 7	藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例の制定について	1 3
4 8	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	1 8
4 9	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	2 0

このほかの提出議案

- 議案番号 5 0 令和 6 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 5 1 令和 6 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 5 2 令和 6 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

報告第 8 号

令和 5 年度藤井寺市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市健全化判断比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (1 2 . 7 8)	— (1 7 . 7 8)	3 . 2 (2 5 . 0)	4 3 . 0 (3 5 0 . 0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の早期健全化基準を括弧内に記載している。

報告第 9 号

令和 5 年度藤井寺市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市資金不足比率を別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
病院事業会計	0.5 (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業会計	— (20.0)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 藤井寺市の経営健全化基準を括弧内に記載している。

認定第 1 号

令和 5 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 2 号

令和 5 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 3 号

令和 5 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 4 号

令和 5 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 5 号

令和 5 年度藤井寺市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市病院事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

認定第 6 号

令和 5 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度藤井寺市公共下水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 46 号

藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例の制定について

藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

市の観光や歴史文化の振興、市民の生涯にわたる学習の振興に資し、かつ、引き続き市民の活動・交流拠点として愛され、多面的な活用ができる施設とするため、アイセルシュラホールに機能を追加し、「観光・歴史文化交流センター」・「生涯学習センター」・「公民館」の 3 施設で構成する複合施設として藤井寺市立にぎわい・まなび交流館を設置するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立にぎわい・まなび交流館条例

(設置)

第1条 市の観光及び歴史文化の振興並びに市民の生涯にわたる学習の振興に資するため、藤井寺市立にぎわい・まなび交流館（以下「交流館」という。）を設置する。

(名称、愛称及び位置)

第2条 交流館の名称、愛称及び位置は、次のとおりとする。

名称	藤井寺市立にぎわい・まなび交流館
愛称	アイセルシュラホール
位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号

(構成)

第3条 交流館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例（令和6年藤井寺市条例第 号）に定める藤井寺市立観光・歴史文化交流センター
- (2) 藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号）に定める藤井寺市立生涯学習センター
- (3) 藤井寺市立公民館条例（昭和59年藤井寺市条例第4号）に定める藤井寺市立公民館

(運営)

第4条 交流館は、前条各号に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、効率的かつ効果的に運営し、相乗的な事業効果の促進を図るものとする。

(管理等)

第5条 市長は、交流館の土地、建物及び附帯設備を維持管理するものとする。

2 第3条各号に掲げる施設の事業及び管理は、当該各号に掲げる条例の定めるところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(藤井寺市立公民館条例の一部改正)

第2条 藤井寺市立公民館条例（昭和59年藤井寺市条例第4号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 位置 藤井寺市藤井寺3丁目1番20号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4階）

（藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正）

第3条 藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条（見出しを含む。）中「、愛称」を削り、同条の表を次のように改める。

名称	藤井寺市立生涯学習センター
位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 3・4階）

第3条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とする。

第6条第1項第4号を次のように改める。

(4) 多目的室

第6条第2項第4号中「第9条第1項第3号」を「第9条第1項第6号」に改める。

第7条第1項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 市長は、公用として使用するとき、又は特別の理由があると認めるときは、前2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

第9条第1項第4号中「管理上支障」を「前各号に掲げるもののほか、管理上支障」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号中「認める」を「認められる」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第2号を第5号とし、第1号の次に次の3号を加える。

(2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を損傷し、若しくは滅失するおそれがあるとき。

(4) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。

第10条第3項中「建物又は設備器具等」を「施設等」に改める。

別表中「音楽教室」を「多目的室」に改める。

（重要な公の施設に関する条例の一部改正）

第4条 重要な公の施設に関する条例（平成19年藤井寺市条例第18号）の一部

を次のように改正する。

第2条中第19号を第21号とし、第4号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) にぎわい・まなび交流館
- (5) 観光・歴史文化交流センター

議案第 47 号

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例の制定について
藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

市の風土及び歴史・文化資源を広く紹介するとともに、市民と来訪者の交流を図り、観光の振興・歴史文化の普及啓発及び地域の活性化に寄与するための施設として藤井寺市立観光・歴史文化交流センターを設置するものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市立観光・歴史文化交流センター条例

(設置)

第1条 市の風土及び歴史・文化資源を広く紹介するとともに、市民と来訪者との交流を図り、もって観光及び歴史文化の振興並びに地域の活性化に寄与するため、藤井寺市立観光・歴史文化交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	藤井寺市立観光・歴史文化交流センター
位置	藤井寺市藤井寺3丁目1番20号（藤井寺市立にぎわい・まなび交流館 1・2階）

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光振興・地域活性化に関すること。
- (2) 地域の歴史・文化の普及啓発に関すること。
- (3) センターの施設の公開、維持管理及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、市長が必要と認める事業に関すること。

(管理運営)

第4条 センターの管理運営は、市長が行う。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(使用の許可)

第6条 センターの施設を占有して使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 市長は、使用者が第12条の規定に該当するときは、その使用を許可しない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料を市長に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、センターの施設の使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならない。

(使用許可の取消し等)

第 11 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 次条各号に該当するに至ったとき。

(入館の制限)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (5) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成 25 年藤井寺市条例第 28 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第 13 条 使用者その他センターを利用する者（以下「利用者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生ずるおそれのある行為
- (2) センターの建物内及び敷地内において喫煙する行為
- (3) 許可なくして火気を使用する行為
- (4) 許可なくして募金その他これに類する行為
- (5) 許可なくして行う物品の販売、宣伝、広告その他これらに類する行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障を及ぼすおそれのある行為

(使用者の管理責任)

第14条 使用者は、センターの使用に当たっては、施設等について善良な管理を行わなければならない。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、センターの使用を終えたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。第11条の規定により使用許可を取り消し、又は中止されたときも、同様とする。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定により、原状に復するために要する費用は、使用者の負担とする。

(免責事項)

第16条 第11条及び第12条の規定による使用許可の取消し等又は入館の制限によって利用者等に損害が生じても、市長は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第17条 利用者等は、利用者等の責めに帰すべき事由によって施設等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、原状に復し、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の損害賠償の方法及び額は、市長が決定する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による使用の許可その他この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第7条関係）

区分	単位	使用料
カフェ（厨房）	1月	70,000円
マルシェ	占有面積1平方メートルに	20円

	つき 1 時間	
ギャラリー（展示エリア）	1 時間	2 1 0 円
ワークショップルーム	1 時間	4 8 0 円
ピロティ	占有面積 1 平方メートルに つき 1 時間	2 0 円
ガーデンテラス	占有面積 1 平方メートルに つき 1 時間	2 0 円
その他のエリア	占有面積 1 平方メートルに つき 1 時間	2 0 円

備考

- 1 使用料を算定して得た額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 使用の期間が 1 月に満たない場合は、月額使用料を 2 5 で除して得た額に、使用する日数を乗じて得た額を当該月額の使用料とする。

議案第 48 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴う大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年１月１７日大阪府指令市第
３２０５号）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第２の備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

議案第 49 号

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

大阪広域水道企業団が共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加することに関し、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものである。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成２２年１１月２日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第２中「藤井寺市」を「岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市」に改める。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

